

部内限

基安労発0930第1号

平成23年9月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

受動喫煙防止対策助成金関係業務の運営等について

受動喫煙防止対策助成金（以下「助成金」という。）の支給については、平成23年9月16日付け厚生労働省発基安0916第1号「受動喫煙防止対策助成金の支給について」等により実施することとされたところであるが、助成金関係業務の円滑な運営等を図るため、下記に留意の上、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 申請書の取扱い

(1) 受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定申請書及び関係資料

労働基準部健康主務課において申請書の受付を行い、正本により、受動喫煙防止対策助成金支給要綱（以下「支給要綱」という。）第5条に定める審査等を行うこと。副本は受付印を押印の上、申請者に返却するものとする。

(2) 受動喫煙防止対策助成金支給申請書及び関係資料

支払行為に関するものが含まれるため、労働基準部健康主務課において申請書の受付を行い、支給要綱第11条に定める審査等を行った上で総務部総務課（東京局及び大阪局にあっては会計課。以下同じ。）を含めた決裁を行うこと。副

本は受付印を押印の上、申請者に返却するものとする。

なお、助成金の振込等に係る会計処理の事務は、総務部総務課において実施するものであるので、健康主務課においては十分連携すること。

2 各種審査のチェックリスト

支給要綱第5条第1項に定める計画認定に関する審査及び第11条第1項に定める支給の決定に関する審査を効率的に行うため、別紙1-1及び別紙1-2のとおりにチェックリストを作成したので活用されたい。

3 立入検査等における証票

支給要綱第14条に定める立入検査等を行う際に携帯する証票の書式については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令（昭和31年大蔵省令第35号）によること。

4 台帳の整備

助成金に係る計画認定、支給決定等の状況を明らかにするため、健康主務課において、別紙2「受動喫煙防止対策助成金支給申請台帳」（以下「台帳」という。）を作成すること。

5 定期報告

助成金に係る計画認定、支給決定等の状況について、4の台帳の写しを、毎月5日までに当課環境改善室あてメール又はFAXにより報告すること。

なお、予算の執行上、定期報告以外に報告を求めることがあること。

6 関係業界団体への周知

助成金の対象が旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主であることから、管内の関係業界団体に対し、別紙3に示すパンフレット等を活用し、周知を行うこと。

なお、本省においては、全国飲食業生活衛生同業組合連合会、(社)日本フードサービス協会、全国旅館生活衛生同業組合連合会、(社)日本ホテル協会へ説明していること。

7 都道府県等との連携

受動喫煙防止対策については、従来より健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を推進している都道府県等との連携をお願いしているところであるが、今般、新たに創設した助成金等の支援措置についても、その活用が図られるよう連携を図ること。

8 受動喫煙防止対策に係る技術的支援事業の有効活用

助成金の創設のほかに、「受動喫煙防止対策に係る相談支援業務」及び「職場内環境測定支援業務（測定機器貸出事業）」を開始するが、助成金の計画認定申請等において、それぞれの事業を利用することが有効な状況も想定されることから、その有機的な活用を含めて周知されたい。

なお、当該2事業については、利用する事業者の対象業種に制限がないことから、助成金対象業種以外の業種の事業者への周知についても留意されたい。

受動喫煙防止対策助成金計画認定申請書チェックリスト (別紙1-1)

事業場名称			
申請書提出日		平成 年 月 日	

提出書類	計画認定申請時 提出資料 (○:必須書類)	提出	必須確認項目
受動喫煙防止対策助成金関係工事 計画認定申請書 (様式第1号)	○	□	☐ 正本及び副本(正本の写し)が1通ずつ提出されている。 ☐ 申請書に提出日の日付が記載されている。 ☐ 「資本金又は出資の総額が5,000万円以下」、「常時雇用する労働者が100人以下(旅館(宿泊業)の場合)」、又は50人以下(料理店又は飲食店の場合)のいずれかを満たしている ☐ 事業場の名称が明瞭である(工事計画をする場所が本社以外の場合は、所在地が正しく記載されている。) ☐ 申請日から着工予定日まで1か月程度の期間がある(計画認定後に施工する予定である)。 ☐ (工事費用見込額が800万円未満の場合)助成金申請見込額が工事費用の4分の1の額となっている。(1000円未満の端数は切り捨てられている。) ☐ (工事費用見込額が800万円以上の場合)助成金申請見込額が200万円と記載されている。
労働保険関係成立届(写)又は直近の労働保険概算保険料申告書(写)	○	□	☐ 労働保険に加入している。また、直近2年間に労働保険料の未納がない。 ☐ 「労働保険関係成立届」において、「事業の種類(細目)」が「9802 飲食店」又は「9803 宿泊業」に該当している。
中小企業事業主であること確認するための書類	○	□	☐ 計画認定申請書の「申請事業主の資本金又は出資の総額」及び「申請事業主の常時雇用する労働者の数」を裏付けのものとなっている。
喫煙室等を設置する場合の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)	○	□	☐ 申請日から3か月以内に撮影された写真である。 ☐ 喫煙室等設置工事(設置場所は設計図等で判断)が未着工であると判断できる。
設置しようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他喫煙室等の詳細を確認できる資料	○	□	☐ 部屋の間取りに対する喫煙室等の設置場所等を示した設計図が添付されている。(申請時の状況と施工後の予定が分かるようになっている。) ☐ 設計図中で換気扇等の機器及び設備の設置場所及び設置台数が明瞭になっている。 ☐ 出入口の位置や大きさ、壁等に使用する材質が明らかになっている。 ☐ 電気工事の内容が明らかになっている。 ☐ 非喫煙区域とを隔てる壁等の建材の材質が明らかとなっている。 ☐ 他の工事と同時に実施するかどうかを確認する。同時に実施する場合は、本助成金関係の工事と明らかに区別されているか、区別できない場合(電気工事等)であっても、共通で行う必要のある工事が何か明らかになっている。 ☐ 設置する換気扇、空気清浄機等の設備について、その型式、換気能力等を示す資料が添付されている。
喫煙室等の要件を満たして設計されていることが確認できる資料	○	□	☐ [喫煙室を設置する場合]喫煙室の入り口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されている。(換気能力や出入口、面積等から条件を満たすことが算出等されている。) ☐ [その他の場合]顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所について受動喫煙を防止するための措置として、当該場所の粉じん濃度を0.15(mg/m ³)以下とすること、又はn席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量:70.3×n(m ³ /h)となるよう設計されている。(換気能力や喫煙室の定員等から条件を満たすことが算出等されている。)
事業所の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室又は喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置を講じる場所以外は喫煙を禁止する旨を説明する書式	○	□	☐ 助成事業主の名で記載されている。また、その者の印がある。 ☐ 事業所の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室又は喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置を講じる場所以外は喫煙を禁止する旨を説明する内容が明記されている。
喫煙室等の設置に係る施工業者からの見積書の写し	○	□	☐ 作成日が明瞭になっている。(申請日近辺の日付) ☐ 助成事業主及び施工者が記載されている。 ☐ 人件費又は工費が工事スケジュールに照らして妥当(過度に高額でないこと)と判断される。 ☐ 使用する建材の規格や数量、機器の型式や設置台数が設計図の内容と一致していることが確認できる。 ☐ 使用する建材や機器の金額が実勢価格に照らして妥当と考えられる(極端に実勢価格と異なっていないか確認する)。
その他都道府県労働局長が必要と認める書類		□	
—	—	□	☐ 支給申請書の提出日から起算して過去3年間に、労働者災害補償保険法第3章の2又は雇用保険法第4章の規定により支給される給付金について不正受給を行っていない。
—	—	□	☐ その他重大な労働法令違反がない。

(注) ○がついている書類は、申請時に添付が必要な書類。

網掛け部分は不支給要件。

受動喫煙防止対策助成金支給申請書チェックリスト

(別紙1-2)

事業場名称			
申請書提出日		平成 年 月 日	
添付書類	支給申請時 必須資料 (○:必須書類)	提出	必須確認項目
受動喫煙防止対策助成金支給申請書 (様式第9号)	○	□	☐ 正本及び副本(正本の写し)が1通ずつ提出されている。 ☐ 申請書に提出日の日付が記載されている。 ☐ 「(1)受動喫煙防止対策を実施した事業場の名称」が計画申請時の事業場の名称と一致する。 ☐ 「(2)助成金申請額」が計画申請時の申請額と大きく変わらない。 ☐ 工事の施工日数が正確に記載されている。 ☐ 添付資料(写真、領収書等の日付)により概ね整合がとれる。 ☐ 喫煙室等の定員(喫煙室の設置を行っている場合は喫煙室の面積を含む)が計画認定を受けたものと相違ない。(相違がある場合は添付資料等により内容について要確認。) ☐ 添付資料(写真、領収書等の日付)により概ね整合がとれる。 ☐ 工事施工後の写真及び資料が添付されている。('別添参照'などが記載されている。) ☐ (工事費用が800万円未満の場合)助成金申請額が工事費用の4分の1の額となっている。(1000円未満の端数は切り捨てられている。) ☐ (工事費用が800万円以上の場合)助成金申請額が200万円と記載されている。
受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書(様式第2号)の写し	○	□	☐ 該当するものが添付されており、計画認定を受けていることが確認できる。
受動喫煙防止対策助成金関係工事計画変更通知書(様式第5号)の写し	△ (変更の認定を受けている場合)	□	☐ 該当するものが添付されており、計画の変更の認定を受けていることが確認できる。 (複数回変更している場合は全ての通知書の写し)
喫煙室の設置等工事に係る請求書又は領収書	○	□	☐ 作成日が明瞭になっている。(工事施行完了日近傍の日付となっている。) ☐ 助成事業主及び施工者が記載されている。 ☐ 支給申請書(様式第9号)別添の「工事費用」と相違がない。 ☐ 使用した建材の規格や数量、機器の型式や設置台数が提出された写真や資料と一致している。 ☐ 使用した建材や機器の金額が実勢価格に照らして妥当と考えられる。(極端に実勢価格と異なると考えられないか確認する。) ☐ 【受動喫煙防止対策に關係しない工事を同時に実施した場合】受動喫煙防止対策に関する費用と明確に分けられていて(又は按分されていて)、支給申請書(様式第9号)の工事費用には、受動喫煙防止対策とは関係ないものは含まれていない。 ☐ その他、用途や詳細な内容が不明なものがない。(例えば、「○○工事費一式」「雑費」など、項目のみで具体的な内訳がないものがないか。) ☐ その他、計画認定時の見積書の内容と大きな相違が認められない。
設置した喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙防止対策に係る設備、備品等の詳細を確認できる資料	○	□	☐ 工事施工後の図面が添付されており、その内容は計画認定時のもの(変更認定をしている場合はそのときのもの)と相違がない。 ☐ 【写真】工事終了後速やかに撮影したものである。 ☐ 【写真により確認】換気扇等の機器及び設備の設置場所及び設置台数について計画認定時の内容(変更認定を行っている場合はその内容)のとおりであることが確認できる。 ☐ 【写真により確認】換気に係る工事(換気扇、ガラリ等)、建築工事(壁の設置等)実施箇所について、計画認定時の内容のとおり施工されていることが確認できる。 ☐ 【写真又は添付資料により確認できる範囲内で】壁等の建材について、規格や材質が計画認定時(変更認定を行っている場合はその内容)と異なることが認められない。 ☐ 【写真又は添付資料により確認】設置した機器について、型式が計画認定時(変更認定を行っている場合はその内容)と相違がない。 ☐ 【写真又は添付資料により確認】その他、計画認定時の資料、請求書又は領収書に記載された内容(工事、設備又は機器)について、施工又は設置されていることが全て確認できる。
計画認定申請書で申請した内容と実際に施工した内容が相違ないことを説明する書類	○	□	☐ 助成事業主の名で記載されている。また、その者の印がある。 ☐ 計画認定申請書で申請した内容と実際に施工した内容が相違ない旨を説明する内容となっている。
喫煙室等の要件を満たしていることが確認できる書類	○	□	☐ 当該受動喫煙防止対策を講じた室等において実施されたことが明確に記載されていること。 ☐ 喫煙室出入口における喫煙室に向かう風速、粉じん濃度又は換気量の要件を満たしていることが示されていること。(実測値及びその測定条件により説明することが望ましいが、粉じん濃度以外は計算値を根拠としても可。)
その他都道府県労働局長が必要と認める書類		□	

(注) ○がついている書類は、申請時に添付が必要な書類。

受動喫煙防止対策助成金支給申請台帳

平成()年度計画申請分 ()局 その()

[illegible]

受動喫煙防止対策助成金制度のご案内

～ 受動喫煙防止対策に取り組む飲食店、旅館業等の
中小企業の事業主のみなさんへ ～



厚生労働省
都道府県労働局

1 受動喫煙防止対策助成金制度の目的

この助成金は、顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業に対し、喫煙室の設置等の取組に対し助成することにより受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

2 支給対象となる事業主

この助成金は、次の 1 から 5 までのいずれにも該当する事業主が支給の対象となります。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 14 号に規定する旅館、料理店又は飲食店（以下「旅館等」という。）を営む次の中小企業事業主であること。
 - ア 旅館（宿泊業）については、①その常時雇用する労働者が 100 人以下又は②その資本金の規模が 5,000 万円以下（①、②のいずれかに該当していること。）
 - イ 料理店又は飲食店については、①その常時雇用する労働者の数が 50 人以下又は②その資本金の規模が 5,000 万円以下（①、②のいずれかに該当していること。）
- 3 4 に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届けた中小企業事業主であること。
- 4 旅館等の事業を行う事業場の室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合、3 の計画に基づき、当該事業場内において一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じた中小企業事業主であること。
- 5 4 に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

3 受動喫煙防止対策助成金関係工事計画について

受動喫煙防止対策助成金を受けようとする中小企業事業主は、「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に提出し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

工事の着工前に計画の認定を受ける必要があります。

1 計画に必要な書類

計画には、次のアからクまでの書類が必要です。

- ア 労働保険関係成立届の写し又は直近の労働保険概算保険料申告書の写し
- イ 中小企業事業主であることを確認するための書類
(継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等)
- ウ 喫煙室等を設置しようとする場所の工事前の写真
(申請日から3か月以内に撮影したもの)
- エ 設置しようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他喫煙室等の詳細を確認できる資料
- オ 後記2の要件を満たして設計されていることが確認できる資料
- カ 事業場の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室又は後記2の(2)の場所以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類(任意様式)
- キ 喫煙室等の設置に係る施工業者からの見積書の写し
- ク その他都道府県労働局長が必要と認める書類

2 喫煙室等の要件

- (1) 喫煙室を設置する場合(要件を満たすための改修等を含む)

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が 0.2m/s 以上となるよう設計されていること。

- (2) (1)以外の受動喫煙を防止するための措置

顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所について受動喫煙を防止するための措置として、当該場所の粉じん濃度を $0.15\text{ (mg/m}^3\text{)}$ 以下とすること、又は n 席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量： $70.3 \times n\text{ (m}^3\text{/時間)}$ となるよう設計されていること。

4. 支給額について

1 この助成金の支給は事業場単位とし、1事業場当たり1回とします。

2 この助成金の支給額は、下の表のとおりです。

①上限額	②助成対象経費	③助成率
200 万円	喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、 備品費及び機械装置費等	4 分の 1

ただし、算出された合計額の 1,000 円未満の端数は切り捨てます。

3 上表の助成対象経費として認められる対象は、次のとおりです。

(1) 喫煙室を設置する場合

前ページの「2 喫煙室等の要件」の(1)に定める要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等）

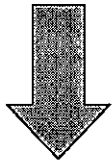
(2) (1)以外の受動喫煙を防止するための措置

前ページの「2 喫煙室等の要件」の(2)に定める要件を満たす措置を行うための換気装置等の設置に必要なもの（(1)に準じた経費）

5. 支給手続

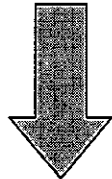
1 「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」の認定申請

- 「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定申請書」の提出



所轄の都道府県労働局労働基準部健康安全課（健康課）に
2部提出してください。

- 申請書類の審査



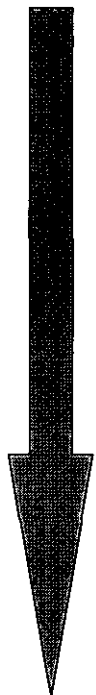
計画に審査段階で根拠となる資料を求めています。
資料が整わないときは認定されない場合があります。

- 認定されれば「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書」により通知されます。

認定を受けた計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合、
あらかじめ計画変更申請書を同様に都道府県労働局に提出す
る必要があります。

2 受動喫煙防止対策助成金の支給申請

- 「受動喫煙防止対策助成金支給申請書」の提出



申請書に次の書類を添えて所轄都道府県労働局に2部提出してください。

ア 「受動喫煙防止対策助成金関係工事施工計画認定通知書」の写し

イ 計画を変更した場合は「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画変更認定通知書」
の写し

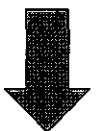
ウ 喫煙室の設置等工事に係る請求書又は領収書及び当該経費に係る内訳の写し
（明瞭であり、見積書に対する請求書又は領収書の金額及びその内訳が妥当なものと
認められること）

エ 設置した喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙防止
対策に係る設備、備品等の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）

オ 計画認定申請書で申請した内容と実際に施工した内容が相違ないことを説明する
書類（任意様式）

カ 「喫煙室等の要件」を確認できる書類

- 申請書類の審査



審査段階で根拠となる資料を求めています。
資料が整わないときは支給決定されない場合があります。

○適当と認められれば、「受動喫煙防止対策助成金支給決定通知書」により、支給決定が行われ、申請書に記載された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

認定を受ける前に実施した工事については、原則として助成金を支給しないので、ご注意ください。

偽りその他の不正の行為により本助成金の支給を受けたと認められる場合には、支給した助成金の返還を求める場合があります。

(参考)受動喫煙防止対策を進めるに当たり、次の支援事業も実施します。
どうぞご活用ください。

1 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務(厚生労働省委託事業)

○事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準又は換気量の基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

☆相談ダイヤル：03-3213-1012

(平成23年度事業受託先:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

☆問合せ先 : judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp

○平成23年10月3日開始

○相談は無料です。

2 職場内環境測定支援業務(測定機器貸出事業)(厚生労働省委託事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。(往復の送料は申請者の負担となります。)

☆申込受付ダイヤル：03-5625-4296

FAX : 03-5600-4907

(平成23年度事業委託先:柴田科学株式会社)

○平成23年10月3日開始

受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定申請書

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地

法人名

代表者職氏名

印

受動喫煙防止対策助成金関係工事計画の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

受動喫煙防止対策を実施する事業場の名称	
申請事業主の業種 (該当するものに○を付すこと。)	☐ イ 旅館 ☐ ロ 料理店又は飲食店
申請事業主の資本金又は出資の総額	円
申請事業主の常時雇用する労働者の数	人

(添付書類)

1 受動喫煙防止対策に係る工事計画(別添)

2 その他関係資料

受動喫煙防止対策に係る工事計画

受動喫煙防止 対策を実施す る事業場	事業場の名称		
	労働保険番号		
	所在地 〒 (電話番号)		
	連絡担当者の所属及び氏名 (電話番号)		
喫煙室等設置 工事の施工期 間	約 日間 着工予定:平成 年 月 日 完成予定:平成 年 月 日		
喫煙室の面積 (注1)	(m ²)	喫煙室等の 定員	(人)
工事の概要 (注2)			
工事費用見込 額(税込)	円		
申請見込額 (注3)	円		

注1 喫煙室を設置する場合に記載すること。

注2 工事予定の図面を添付すること。

注3 工事費用見込額の4分の1(千円未満は切捨て)又は200万円の低い方の額を記載すること。

受動喫煙防止対策助成金支給申請書

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地

法人名

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け により認定を受けた受動喫煙防止対策に係る工事計画に基づき
施工が完了し、受動喫煙防止対策助成金の支給を受けたいので、下記のとおり関係資料を添えて
申請します。

記

(1) 受動喫煙防止対策を実施した事業場の名称

(2) 助成金申請額 円

(添付資料)

1 受動喫煙防止対策に係る工事結果概要報告書兼助成金振込先申請書(別添)

2 その他関係資料

受動喫煙防止対策に係る工事結果概要報告書兼助成金振込先申請書

(1)受動喫煙防止対策に係る工事結果概要

事業場の名称				
喫煙室等設置 工事の実施期 間	日間 着工:平成 年 月 日 完成:平成 年 月 日			
喫煙室の面積 (注1)	(m ²)	喫煙室等の 定員	(人)	
工事の概要 (注2)				
認定された計 画の変更	(あり ・ なし) ※どちらかに○を付すこと。 計画の変更を行った場合の承認日とその文書番号 ① 平成 年 月 日付け 号 ② 平成 年 月 日付け 号			
工事費用 (税込)	円			
助成金申請額 (注2)	円			

注1 喫煙室を設置した場合に記載すること。

注2 工事施工後の図面及び写真を添付すること。

注3 工事費用の4分の1(千円未満は切捨て)又は200万円の少ない方の額を記載すること。

(2)助成金振込先

金融機関等名称		支店等名称	
口座番号			
預金種別	(普通 ・ 当座) ※ どちらかに○を付すこと。		
フリガナ			
口座名義			